

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく
第一種特定化学物質の指定について

平成 17 年 2 月 17 日

環境保健部化学物質審査室

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」では、難分解性かつ高蓄積性であって、人又は高次捕食動物への長期毒性を有する化学物質を第一種特定化学物質として政令で定め、その製造、輸入、使用等を規制（事実上禁止）している。

ジコホル、ヘキサクロロブタジエンの 2 物質は、難分解性かつ高蓄積性であって、人への長期毒性を有すると考えられることから、化審法施行令の改正を行いこれらを第一種特定化学物質に指定することについて、環境大臣からの諮問を受けて、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会で審議し、これら 2 物質を第一種特定化学物質に指定することが適当との結論が得られた。

今後、所定の手続きを行うこととしている。

（ 2 物質についての概要は別紙のとおり。 ）

1. ジコホルについて

(1) 物質概要

IUPAC 名：2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール

一般名(英名)：ジコホル、ケルセン(dicofol)

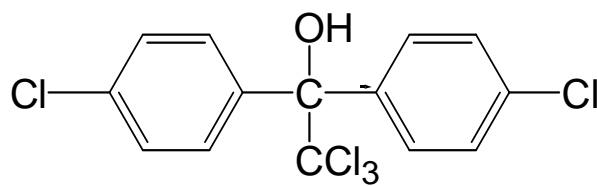
官報公示整理番号：4-0226

CAS NO：115-32-2

分子式：C₁₄H₉Cl₅O

分子量：370.50

化学構造式：



p,p'-dicofol

用途等：防ダニ剤

製造・輸入量：無（「平成14年度化学物質の製造・輸入に関する実態調査」より）

(2) 有害性

微生物等による化学物質の分解度試験の結果、酸素消費量から算出した平均分解度が0%、直接定量から算出した平均分解度が3%であり、自然的作用による化学的变化を生じにくい(難分解性)ものと考えられる。

魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験の結果、被験物質の水中濃度に対する魚体中濃度の比で表される濃縮倍率が、水中濃度が1 µg/Lの場合に8200倍、水中濃度が0.1 µg/Lの場合に6100倍であり、生物の体内に蓄積されやすい(高蓄積性)ものと考えられる。

毒性については、主として、肝臓及び副腎に対する軽微とは言い難い毒性影響が認められており、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれ(人への長期毒性)があるものと考えられる。

(3) 環境モニタリングデータ

環境省による環境調査の結果は以下のとおり。

昭和53年度 水質：不検出、底質：不検出

平成10年度 水質：不検出、底質：不検出、土壌：不検出

魚類：不検出～43 ppm

平成12年度 水質：不検出～0.01ppm、底質：不検出

魚類：5～66 ppm

2. ヘキサクロロブタジエンについて

(1) 物質概要

IUPAC 名：ペルククロロ(ブタ-1,3-ジエン)

一般名(英名)：六塩化ブタジエン(hexachlorobutadiene、HCB D)

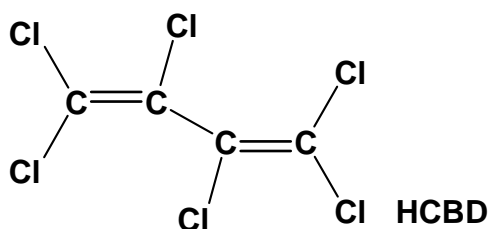
官報公示整理番号：2-121

CAS NO：87-68-3

分子式：C₄Cl₆

分子量：260.80

化学構造式：



用途等： 溶媒 (昭和48年既存化学物質登録データ)

製造・輸入量： 無 (「平成14年度化学物質の製造・輸入に関する実態調査」より)

(2) 有害性

微生物等による化学物質の分解度試験の結果、酸素消費量から算出した平均分解度が24%、直接定量から算出した平均分解度が8%であり、自然的作用による化学的变化を生じにくい(難分解性)ものと考えられる。

魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験の結果、被験物質の水中濃度に対する魚体中濃度の比で表される濃縮倍率が、水中濃度が0.05 µg/Lの場合に6280倍、水中濃度が0.005 µg/Lの場合に7720倍であり、生物の体内に蓄積されやすい(高蓄積性)ものと考えられる。

毒性については、主として、腎臓及び精巣に対する軽微とは言い難い毒性影響が認められている。また、受胎率の低下等の生殖毒性が認められており、遺伝毒性についてもこれを否定できないものと考えられている。以上から、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれ(人への長期毒性)があるものと考えられる。

(3) 環境モニタリングデータ

環境省による環境調査の結果は以下のとおり。

昭和56年度 水質：不検出、底質：不検出